

交付申請等マニュアル「別表－6 単価積上方式に係る補助対象工事の単価」の考え方

- 本表の補助工事単価に数量を乗じて積み上げた額に1/3を乗じて補助額を算出します。
- 本表は、評価基準型、認定長期優良住宅型（補助事業者が単価積上方式を選択した場合）及び提案型（採択通知において単価積上方式が指定された事業）における戸建住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。共同住宅（いわゆるマンション、アパート）の共用部分には適用しません。
- 本表は、工事内容に応じて、特定の住宅又はその部分に適用されます。表下の注釈、様式及び支援室の指示に従い計上します。
- 補助工事単価欄に「実工事費」とあるものは、工事の個別性が高いため補助工事単価を設定していませんが、実工事費を確認して補助額を決定し、補助対象とする工事です。
- 各工事は、特記なき限り必要な附帯工事(いわゆる道連れ工事)を含んだ額であり、建材・設備機器については、未使用品を用いるものを対象としています。中古品を用いる場合は補助対象外です。

| 工事 | 性能 | 工事内容 | 補助工事単価 | 単位 | 備考 |
|---------------------------------------|-------|-------------------------------------|----------------|------|--|
| 特定性能向上リフォーム工事 又は その他性能向上リフォーム工事 | 劣化対策 | 外壁通気構造化 | 13,200 | 円/㎡ | カバー工法を特定性能向上工事として行う場合は、現状において、壁内で結露が生じていないことを確認できており、かつ、通気層が確保されることを条件に補助対象とし、補助工事単価は6,600円/㎡とする |
| | | 床下から土台、根太、床束、柱・筋かい端部等へ防腐・防蟻薬剤塗布 | 1,800 | 円/㎡ | 対象数量とする面積は、薬剤を塗布する範囲の水平投影面積（柱等の表面積ではない） 鉄骨造、RC造であっても床下に木部が存する場合、その他性能向上工事として適用可とする |
| | | ユニットバス化 | 240,000 | 円/箇所 | 1住戸1箇所のみを補助対象とし、三世帯同居対応改修工事と併用しての適用はしない |
| | | 脱衣室 壁：ビニルクロス貼り | 1,500 | 円/㎡ | 耐水石膏ボード張りによる場合にも本単価を適用する |
| | | 脱衣室 床：塩ビシート貼り | 5,700 | 円/㎡ | 下地を構造用合板等とすることで耐水性を確保する工事を含む |
| | | 脱衣室 壁：耐水化粧合板貼り | 5,100 | 円/㎡ | |
| | | 脱衣室 床：耐水フローリング貼り | 9,900 | 円/㎡ | 塩ビシートと同程度に目地が少なく耐水性を有するフローリング等の材料を用いること |
| | | 防湿コンクリートの設置 | 17,700 | 円/㎡ | 鉄骨造にも適用する |
| | | 防湿フィルム敷き込み+乾燥砂敷 | 2,400 | 円/㎡ | 鉄骨造にも適用する 乾燥砂敷を伴わない方法で防湿フィルムを地盤に固定する場合は、数量に0.5を乗じるものとする |
| | | 土壌処理用薬剤による土壌処理 | 2,700 | 円/㎡ | 鉄骨造にも適用し、土壌表面に防蟻上有効なシート敷設を含む 面状散布の場合は施工面積を数量とし、帯状散布の場合は床下面積に0.5を乗じた値を数量とする |
| | | 小屋裏換気口の設置 | 11,700 | 円/箇所 | 軒裏に既製品の換気口を設置する場合も含み、鉄骨造にも適用する |
| | | 軒裏有孔ボードに貼り換え | 3,600 | 円/㎡ | 線状の換気部材を設置する場合も含み、鉄骨造にも適用する 数量は施工する軒裏面積とする |
| | | 屋根換気棟設置 | 22,800 | 円/箇所 | 単位は換気棟の部材設置個数とし、鉄骨造にも適用する |
| | | 床下点検口の設置（床下収納庫(点検口兼用)設置を含む) | 24,600 | 円/箇所 | 鉄骨造にも適用する |
| | | 小屋裏点検口の設置 | 15,000 | 円/箇所 | 鉄骨造にも適用する |
| 雨はね防止措置 | 6,300 | 円/㎡ | 芝、人工芝、砂利の敷設のこと | | |
| 特定性能向上リフォーム工事 | 耐震改修 | 耐力壁の設置（構造用合板、認定工法等） | 35,000 | 円/箇所 | 構造用合板等と筋かいを同じ柱間で設置する場合、いずれか一方を補助対象として計上とする 接合部の金物補強を含む |
| | | 準耐力壁の設置（構造用合板、構造用せっこうボードの設置(認定工法)等） | 22,000 | 円/箇所 | 構造用合板等と筋かいを同じ柱間で設置する場合、いずれか一方を補助対象として計上とする 接合部の金物補強を含む |
| | | 筋かいの設置 | 31,200 | 円/箇所 | 筋かい1箇所（柱間の幅1500mm程度までを一箇所とし、たすき筋かいを含む）を設置する場合に適用し、筋かいが接する柱の柱頭・柱脚の接合部補強を含む |
| | | 金物補強 | 27,000 | 円/箇所 | 既存耐力壁1箇所（柱間の幅1500mm程度までの耐力壁を一箇所とする）について、柱頭・柱脚接合部の他、筋かいがある場合には筋かい端部の補強を含む 火打ばりを設置する場合、火打4本につき1箇所計上できる |
| | | 基礎補強 | 25,200 | 円/m | ツイン基礎、炭素繊維による補強等のことであり、鉄骨造にも適用する 耐力壁の新設に伴って新設する基礎にも適用する(ただし、増築部については適用しない) |
| | | 屋根の軽量化 | 10,500 | 円/㎡ | 鉄骨造にも適用する |
| | | 木造以外の住宅の耐震補強 | 実工事費 | 円 | 混構造の場合には、木造以外の部分について適用する |

※上表は、備考欄に特段の記載なき項目については木造の戸建て住宅、併用住宅及び長屋建て住宅に適用します。

※赤字は平成29年6月5日に公表した時から変更した箇所を示します。 ※青字は平成29年6月27日に公表したVer.1_1から変更した箇所を示します。

| 工事 | 性能 | 工事内容 | 補助工事単価 | 単位 | 備考 |
|--|----------|--|--|------|---|
| 特定性能向上リフォーム工事 又は その他性能向上リフォーム工事 | 省エネルギー対策 | 断熱材設置 繊維系 壁 室内側から施工 内装の撤去・仕上込 | 5,100 | 円/㎡ | 発泡プラスチック系断熱材等、繊維系以外の断熱材にも適用する |
| | | 断熱材設置 繊維系 壁 外壁側から施工 外壁の撤去・設置別途（通気構造化と一体的に実施されるため） | 1,200 | 円/㎡ | 発泡プラスチック系断熱材等、繊維系以外の断熱材にも適用する |
| | | 断熱材設置 繊維系 天井 吹き込み | 7,200 | 円/㎡ | 発泡プラスチック系断熱材等、繊維系以外の断熱材にも適用する 天井に敷き込みを行う場合には、この単価は適用せず、1,200円/㎡を適用する |
| | | 断熱材設置 繊維系 床 床仕上げ撤去・設置込 | 13,200 | 円/㎡ | 発泡プラスチック系断熱材等、繊維系以外の断熱材にも適用する 床仕上げの撤去・設置を伴わない場合には、この単価は適用せず、1,200円/㎡を適用する |
| | | 開口部 ガラス交換 大サイズ（2.8㎡以上） 1800×1800mm 程度 | 60,900 | 円/箇所 | ガラスの大きさは1枚当たりの大きさではなく、開口部ごとの大きさに適用し、ガラスの大きさが開口部の大きさの1/2未満の場合には、数量に0.5を乗じるものとする 玄関ドアのガラス交換を行う場合にも適用する |
| | | 開口部 ガラス交換 中サイズ（1.6㎡以上2.8㎡未満） 1800×1200mm 程度 | 36,000 | | |
| | | 開口部 ガラス交換 小サイズ（0.2㎡以上1.6㎡未満） 900×900mm 程度 | 24,000 | | |
| | | 開口部 内窓設置 大サイズ（2.8㎡以上） 1800×1800mm 程度 | 79,800 | 円/箇所 | 内窓の大きさは1枚当たりの大きさではなく、開口部ごとの大きさに適用する |
| | | 開口部 内窓設置 中サイズ（1.6㎡以上2.8㎡未満） 1800×1200mm 程度 | 48,900 | | |
| | | 開口部 内窓設置 小サイズ（0.2㎡以上1.6㎡未満） 900×900mm 程度 | 34,800 | | |
| | | 開口部 既存サッシ交換（カバー工法） 大サイズ（2.8㎡以上） 1800×1800mm 程度 | 90,000 | 円/箇所 | サッシの大きさは1枚当たりの大きさではなく、開口部ごとの大きさに適用し、勝手口を含む |
| | | 開口部 既存サッシ交換（カバー工法） 中サイズ（1.6㎡以上2.8㎡未満） 1800×1200mm 程度 | 72,000 | | |
| | | 開口部 既存サッシ交換（カバー工法） 小サイズ（0.2㎡以上1.6㎡未満） 900×900mm 程度 | 63,000 | | |
| | | 開口部 既存サッシ交換（枠ごと交換） 大サイズ（2.8㎡以上） 1800×1800mm 程度 | 150,000 | 円/箇所 | サッシの大きさは1枚当たりの大きさではなく、開口部ごとの大きさに適用し、勝手口を含む |
| | | 開口部 既存サッシ交換（枠ごと交換） 中サイズ（1.6㎡以上2.8㎡未満） 1800×1200mm 程度 | 108,000 | | |
| | | 開口部 既存サッシ交換（枠ごと交換） 小サイズ（0.2㎡以上1.6㎡未満） 900×900mm 程度 | 99,900 | | |
| | | 玄関断熱ドア設置（カバー工法） 大サイズ（ドア1.8㎡以上、引き戸3.0㎡以上） | 150,000 | 円/箇所 | 玄関ドアのみに適用（1住宅1箇所のみ補助対象）し、勝手口については適用しない |
| | | 玄関断熱ドア設置（カバー工法） 小サイズ | 99,900 | | |
| | | 玄関断熱ドア設置（枠ごと交換） 大サイズ（ドア1.8㎡以上、引き戸3.0㎡以上） | 300,000 | 円/箇所 | 玄関ドアのみに適用（1住宅1箇所のみ補助対象）し、勝手口については適用しない |
| | | 玄関断熱ドア設置（枠ごと交換） 小サイズ | 198,000 | | |
| 高効率給湯器設置 潜熱回収型給湯器 | 198,000 | 円 | 1住戸1箇所のみを補助対象とする それぞれ以下の性能を有するものを対象とする ・潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）：給湯部熱効率が94%以上 ・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）：連続給湯効率が94%以上 | | |
| 高効率給湯器設置 ヒートポンプ式給湯器 屋外据置式 | 390,000 | 円 | 1住戸1箇所のみを補助対象とする それぞれ以下の性能を有し、かつ、a)及びb)についてはタンク容量が150リットル以上のものを対象とする a)電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）：JIS C9220に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地仕様は2.7以上） b)ガスエンジン給湯機（エコウィル）：JIS B8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上 c)ヒートポンプ・ガス瞬間併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） ：熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期（電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期）のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が94%以上 | | |
| 太陽熱利用システム設置 | 390,000 | 円/箇所 | 1住戸1箇所のみを補助対象とする 強制循環式のもので、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有すること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有すること）が確認できるものに適用する | | |
| 全熱交換型換気設備 ダクト式1種 給気 3箇所 吸気2箇所（1階のみ） ダクト長 計20m 程度 | 300,000 | 円 | 戸建て住宅の1階層分又は共同住宅の1住戸分について工事するものを補助対象とする 給気・吸気箇所数とダクト長は目安 | | |

※上表は、構造によらず、戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。暖房に係る高効率化等設備は、給湯と一体として設置されるものを除き対象外とします。

| 工事 | 性能 | 工事内容 | 補助工事単価 | 単位 | 備考 |
|----------------|-------------------------------|--|---------|--|--|
| その他性能向上リフォーム工事 | 維持管理・更新の容易性 | 排水管更新工事 戸建 各設備機器から桝まで 旧配管の撤去共（埋設部分は存置） | 129,000 | 円/式 | 排水管は全ての機器に接続する管を更新する場合に適用し、部分的な交換には適用しない |
| | | 給水・給湯管更新工事 戸建 メーターから各機器まで 旧配管の撤去共（埋設部分は存置） | 120,000 | 円/式 | 給水管、給湯管の両方を更新する場合（全ての機器に接続する管を更新する場合とし、部分的な交換は除く）に限り、数量を1とし、いずれかの更新のみ実施する場合には、数量を0.6とする |
| | | 給水・給湯管更新工事 戸建 さや管ヘッダー方式 旧配管の撤去共（埋設部分は存置） ヘッダー共 | 219,000 | 円/式 | 給水管、給湯管の両方を更新する場合（全ての機器に接続する管を更新する場合とし、部分的な交換は除く）に限り、数量を1とし、いずれかの更新のみ実施する場合には、数量を0.6とする |
| | | 床下点検口の設置（床下収納庫(点検口兼用) 設置を含む） | 24,600 | 円/箇所 | |
| | | 配管点検口の設置 壁 | 16,200 | 円/箇所 | |
| 三世代同居対応改修工事 | | トイレの設置 | 300,000 | 円/箇所 | 大便器を増設する工事に適用する |
| | | 浴室の設置 | 690,000 | 円/箇所 | 増設工事に適用する |
| | | シャワーブースの設置 | 390,000 | 円/箇所 | 増設工事に適用する |
| | | キッチンの設置 | 690,000 | 円/箇所 | 増設工事に適用する |
| | | ミニキッチンの設置 | 300,000 | 円/箇所 | 増設工事に適用する |
| | | 玄関の設置 | 実工事費 | 円/箇所 | 増設工事に適用する |
| その他性能向上リフォーム工事 | インスペクション指摘事項への対応 | 外壁塗装 | 1,800 | 円/㎡ | 仕上げの浮き・欠損等の劣化事象が指摘された場合に適用し、屋外の鉄部の防錆塗装を含むものとする バルコニー、シャッターの塗装面積は、その見付け面積とする |
| | | 外壁補修（外装材の張り替え） | 6,600 | 円/㎡ | カバー工法については、通気層が確保されることを条件に補助対象とする |
| | | 屋根塗装 | 1,800 | 円/㎡ | 部分的な塗装にも適用する。屋根板金・水切り金物（幅0.2mに塗装延長を乗じて面積計上）に係る塗装を含むものとする |
| | | 屋根補修 | 600 | 円/㎡ | 部分的な瓦のずれ直し（瓦を固定するしっくい等の補修を含む）に適用する |
| | | 防水工事 | 10,800 | 円/㎡ | 陸屋根、バルコニー等のFRP防水等防水工事の更新工事等に適用する |
| | | コーキング打ち替え | 600 | 円/m | |
| | | クラック補修 | 1,200 | 円/m | 対象数量はクラック自体の長さ（基礎等の長さではない）とし、外壁、基礎等のUカットシール材充填工法等に適用する |
| | | 屋根張り替え(下地含む) | 10,500 | 円/㎡ | 部分的な張替えにも適用する |
| | | 屋根張り替え(下地含まず) | 7,200 | 円/㎡ | 部分的な張替え、又は、カバー工法にも適用する |
| | | 雨樋交換 | 1,800 | 円/m | 外壁・軒裏（雨水）等の「腐朽・腐食、蟻害」として雨樋の劣化事象が指摘された場合に適用する 水切り金物（設置部位によらない）の交換を行う工事にも適用する |
| | 軒天・軒裏張り替え | 2,400 | 円/㎡ | | |
| | 省エネ | 高断熱浴槽設置 | 180,000 | 円/箇所 | 1住宅1箇所のみを補助対象とする。三世代同居対応改修工事と併用しての適用はしない JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有するものに適用する |
| | | 節水型トイレ 交換 | 87,000 | 円/箇所 | 1住宅1箇所のみを補助対象とする。三世代同居対応改修工事と併用しての適用はしない JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」または「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、もしくは、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」または「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有するものに適用する |
| | | 節湯水栓 | 18,000 | 円/箇所 | 以下の性能を有する節湯水栓とし、三世代同居対応改修工事と併用しての適用はしない ※ 一般社団法人日本バルブ工業会が定める節湯水栓の種類を示す。 ①台所水栓において「手元止水機能（節湯 A1*）」又は「水優先吐水機能（節湯 C1*）」を有すること ②洗面水栓において「水優先吐水機能（節湯 C1*）」を有すること ③浴室シャワー水栓において「手元止水機能（節湯 A1*）」又は「小流量吐水機能（節湯 B1*）」を有すること。ただし、シャワーヘッドのみの交換は除く |
| 高齢者対策 | 手すり設置（I型手すり） | 9,000 | 円/m | | |
| | 手すり設置（L型手すり） | 16,500 | 円/本 | | |
| | 手すり設置（回り階段手すり） | 51,900 | 円/本 | 1層分の階段のですりを設置する場合、本数に関わらず1本とする | |
| | 床段差解消（踏み台の設置及び浴室の段差解消には適用しない） | 29,100 | 円/箇所 | 部分的な段差解消工事（例：廊下の一部の段差を解消する工事。廊下とトイレの間の建具を4方枠から3方枠にすることによる段差解消工事）及び開き戸を引き戸等に変更する場合に適用する | |
| | 屋外スロープ（玄関アプローチ）の設置 | 実工事費 | 円/箇所 | | |

※上表は、構造によらず、戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。鉄骨造における小屋組の防錆塗装については、屋根塗装に係る単価を適用する。